

## 令和2年度 第7回臨時総会 議事録

開催日時	令和2年9月8日（火） 午後3時00分～午後3時35分					
開催場所	高知市本庁舎 6階 612会議室					
出席委員	大崎恭寿 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 久保田彦昭 大野 哲 竹内佳代 中島正根 山本和正 前田眞作 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上 16名					
欠席委員	中島義幸 森田浩明 中村富貴 以上 3名					
事務局	岩崎事務局長 近森次長 竹内係長 堀内係長 長澤主任 以上 5名					
議題	議案第1号 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出に関する事務処理要領（案） について 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について					

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後3時00分)
議事録署名委員	議長が、西本委員、中島（正）委員を指名する。
議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>「議案第1号 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出に関する事務処理要領（案）について」、事務局より説明願います。</p>
岩崎事務局長	<p>それでは、「議案第1号 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出に関する事務処理要領（案）について」ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年11月16日施行）の成立による農地法の一部改正に伴い、追加されました同法第43条及び第44条に規定する農作物栽培高度化施設に関する特例によって、省令等で定める基準を満たす当該施設の設置に係る届出を行うことで、農地転用の許可を必要とせずに、農地をコンクリートその他これに類するもので覆う当該施設の設置ができるようになりました。</p> <p>なお、この法律の成立によりまして、管内で適用される該当の施設があり、この施設においては今後、法の規定に基づいて農業委員会へ届出が提出される見込みとなっていますことを最初にお伝えいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料1の「農作物栽培高度化施設の届出（農地法第43条第1項）に関する概要」をご覧いただけますでしょうか。</p> <p>農地法では本来、第2条第1項の規定で、「農地」を「耕作の目的に供される土地」として定義付けしております。「耕作」とは、「土を耕す」ことを前提とするもので、これを基準にして「農地」であるか否かの判断を行い、底地をコンクリート等で覆い農地を形質変更するような場合には、これまで農地転用の手続きが必要でした。当然その場合は、固定資産税や相続税の評価が農地と比べて上がることになります。ところが近年では、農業用ハウス等において水耕栽培や農作業の省力化、収量アップ等を目的とした営農形態の多様化が進み、底地をコンクリート等で覆うニーズの高まりに加え、食料の安定供給を図るという観点から、法改正が行われることになったとされています。</p> <p>農地法第43条第1項では、「農業委員会に届け出て、農作物栽培高度化施設の底面</p>

岩崎事務局長	<p>するためにコンクリート等で覆う場合の当該施設での農作物の栽培は、耕作に該当するとみなす。」と規定され、省令等によって周辺の営農条件に影響を生じない施設として一定の規制をかけて、農地のコンクリート張りを最小限認める内容としております。</p> <p>農作物栽培高度化施設に該当する対象施設においては、資料で示すとおり、棟高8m以内、軒高6m以内の平屋構造の施設を対象とし、その施設で農作物の栽培が行われることを前提としております。具体的な内容は、省令の他、国からの運用通知に定められております。</p> <p>今回提出しました議案は、この対象施設を設置するに当たっての届出に係る取扱いにおいて、本市農業委員会が規定する事務処理要領（案）であります。</p> <p>それでは、資料1の2ページをお開きいただけますでしょうか。事務処理の流れと事務処理要領（案）の概要についてご説明いたします。</p> <p>最初に「事務処理の流れ」についてですが、当該施設を設置する届出者から届出書及びそれに係る添付書類が農業委員会に提出されることになります。農業委員会はこれを受付、審査したのち、農業委員及び当該施設を設置する区域を担当する農地利用最適化推進委員の2人以上の者、これに事務局職員が同行して現地調査を行います。これら一連の審査と運用通知で規定されております専決処理、本市の場合は事務局長を専決処理権者として位置付けておりますが、農業委員会によっては会長が専決処理する所もあります。</p> <p>これらの処理を通じて、届出の内容が適当と認めた場合、若しくは事務局長が農地総会において審議する必要があると認める場合には総会の決定を経てから、届出書を受理し、届出者に対して受理通知書を交付することとなります。また、適當でないと認める場合は、届出書を受理せず、不受理通知書を交付します。これは、非農地証明書交付事務処理要領で定める事務処理の流れを参考にしております。</p> <p>なお、国からの運用通知では、「届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するよう事務処理を行う」ことになっておりますが、先ほどご説明しました総会で決定するような場合には、これ以上の日数を要することになりますので、その場合は例外として取扱うことにしております。</p> <p>また、受理通知書の交付以後においては、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査として農地パトロールを行うことになります。</p>
--------	--

岩崎事務局長	<p>次に項目3の事務処理要領（案）の概要についてご説明いたします。</p> <p>要領（案）では、第1条の「趣旨」の規定から始まり、第2条に「対象施設」、第3条には「届出者」についてそれぞれ規定しております。第4条以降は、先ほどご説明しました事務処理の流れに沿って必要な事項を定めております。また、第12条以降は、届出内容に適合しないときの指導や栽培が行われていない場合に発出する勧告、さらには届出者からの取下げ、施設の廃止などについて関係規定を定めております。</p> <p>それでは、「農作物栽培高度化施設の設置に係る届出に関する事務処理要領（案）」をご覧いただけますでしょうか。順にご説明いたします。</p> <p>最初に、第1条に規定する「趣旨」では、農地法第43条第1項に規定する届出の事務処理について必要な事項を定める、としております。続いて第2条では、先ほどご説明しました対象施設となる基準について省令等をもとに定めております。ここで、同条第2項第3号に関してその経過等を説明しておきたいと思います。第3号の規定は第2条の最後の条文となります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したときの当初の運用では、届出制ですので農業委員会が省令等によって規定された要件をチェックしていく手続きから、そもそも周辺農地の営農条件に影響を与えるような施設が設置されないよう制限を設けるため、調整が可能な施行日である平成30年11月16日以降に設置されている施設以外は対象外として取扱うことになっておりました。ところが、この運用が令和2年7月28日2経営第1182号による改正によって、施行日の前に設置された施設であっても、農用地区域内にある土地に設置されているなどの一定の要件を満たすものについては、当初からの運用に準じて取扱うことに変わりました。改正された理由は示されていませんが、生産現場のニーズが後押ししたものと考えられます。</p> <p>次に第3条ですが、ここでは当該施設設置の届出を行う届出者に関して定めており、対象施設を設置する土地を耕作する権利を有している者であれば、届出者から委任を受けた代理人も含めて届出ができる規定にしております。</p> <p>そして第4条では、届出書等の提出について規定しております。届出者からご提出いただく書類は、届出書のほかに審査において内容の確認ができる書類を添付していただくことになります。これらの多くは省令及び運用通知に規定されている書類となります。施設が設置された後の周辺農地の営農条件への支障や施設内で農作物の栽</p>
--------	--

岩崎事務局長	<p>培が行われないことなどが起きないよう、営農計画や同意書の提出など、その支障を防除することが担保されるような書類の提出が義務付けられております。なお、対象施設については、運用通知で、届出者に対して届出が受理されるまでは設置に係る行為に着手しないよう指導することになっておりますが、このことを知らずに着手しているようなケースも考えられますので、第3項の規定により、周辺農地への営農条件に支障を及ぼしていないかを基準に、当該施設が対象施設の要件を満たし、設置行為が悪質でないと認められる場合に限り、届出書等の書類に加え所定の始末書を提出してもらうことで、運用通知の取扱いに準じて処理することとしております。</p> <p>続いて第5条では、届出書等の記載事項の審査について規定しております。これは、届出の窓口となる事務局で処理することとなります。届出書等の内容において補正等の必要がなければ、次の第6条に規定する現地調査を行います。現地調査では、第1項の規定で届出書等の受付後おおむね2週間以内に行い、農地法施行規則第88条の3各号に掲げる農作物栽培高度化施設の基準等を満たしているか否かを確認することになります。その他は、非農地証明の交付の際に行っております現地調査の規定とほぼ同じ内容となっております。</p> <p>この第5条に規定する書類の審査及び第6条規定の現地調査の結果を受けて、第7条では、事務局長の専決処理によって、又は事務局長が農地総会で審議する必要があると認める場合には総会での審議により、届出の受理について可否決定することを規定しております。なお、第3項の規定により、専決処理の場合は、直近の農地総会で報告することになります。また、これらの決定により受理通知書を受け取った届出者は、対象施設の設置が完了したときに委員会へその旨を報告してもらうことを義務付けております。この完了には、対象施設で農業が行われていることを担保する方法として省令で義務付けられております標識の設置も含まれます。</p> <p>そして第8条には、届出の受理後における農地台帳の記録の修正を、また第9条では、届出者が土地の所有者でない場合に、当該施設が設置される土地の所有者に対して農業委員会から届出を受理したこと、及び栽培が行われなければ違反転用になる旨を通知することを定めております。</p> <p>さらに第10条の規定では、運用通知に基づき資産税課や土地改良区に対して情報提供を行い、現地確認等において要請がある場合にはこれに協力するとしております。</p>
--------	---

岩崎事務局長	<p>そして、第 11 条に規定します利用状況調査等の実施では、調査は農地パトロールの実施にあわせて毎年行い、届出者の同意のもとで、必ず目視によって施設内を調査することにしております。この調査で、おおむね 1 か月を超えて農作物の栽培が行われないことなどが確認された場合は、農地法第 32 条第 1 項に規定する利用意向調査を行うことになります。</p> <p>続いて第 12 条では、利用状況調査の結果を受けての指導と利用意向調査後の勧告について規定しております。また、第 13 条には届出の取下げ規定を、さらに第 14 条では対象施設の廃止について規定しておりますが、廃止する場合にはそこで栽培が行われず底面をコンクリート等で覆われた施設が残ることとなりますので、この場合はいながらにして違反転用扱いとなります。</p> <p>そして最後に、第 15 条で標準処理期限を、第 16 条では届出書等の保管について規定をしております。</p> <p>以上で議案第 1 号に関してのご説明を終わりますが、この事務処理要領（案）を可決いただいた場合には、本日を施行日として取扱いたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	施行日を遡って、法律の制定に合わせて設定する必要はありませんか。
岩崎事務局長	必要ありません。
議長	他にございませんか。
委員	一 意見なし 一
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	一 異議なし 一
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。

議長	続きまして、「議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局より説明願います。
長澤主任	<p>それでは、「議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の適格者証明願が提出されています。</p> <p>議案第2号と記載していますものの1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、被相続人が令和2年5月に亡くなられたことにより、相続人が潮江の計2筆、632.00 m<sup>2</sup>の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>これらの案件について、適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画の認定について、事務局より報告願います。</p>

堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	続きまして、令和2年度高知市生産緑地地区指定審査結果について、事務局より報告願います。
近森次長	— 令和2年度高知市生産緑地地区指定審査結果について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	取下をした理由は条件が悪いためということでしょうか。
近森次長	そのあたりは聞いておりませんが、生産緑地制度を活用する一番のメリットが税の軽減でございます。まだ協議中ですが、災害になったときに防災協力農地のようなものも見据えて今後、仮設住宅用地等に転用する場合の補償についても取り組んでいこうということで、住宅政策課と都市計画課と農業委員会でどのように進めていくのか協議をしているところでございます。具体的な取組については会長を含めて協議をさせていただいた後に臨時総会や農地総会等で協議をしていただくことになると思います。いずれにしても生産緑地地区を無料で借りて仮設住宅に転用させることは不可能と考えますので、補償の部分をどうするかが今後の争点になると思います。どのようにやっていくかは今後の総会で報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
西本委員	取下をした方のことですが、施設等の欄にビニールハウスと書いてありますが、こそこそビニールハウスが破れて機能していなくて現状は露地栽培をしている状態ですが、そのような場合もビニールハウスとして取扱っておりますか。

近森次長	詳細は分かりません。
西本委員	分かりました。
議 長	事前審査判定の所に丸が入っておりますが、本申請をしなかったと。
西本委員	何も栽培をしていなくて放任して草が生えている所ですので、質問をさせていただきました。
議 長	草がたくさん生えていれば当然駄目ですけど現地確認はしておりませんか。
竹内係長	事前審査をしていただいた段階で、農業委員会と資産税課と都市計画課で現地は見に行っております。この表にあるものは取下の部分も含めて事前審査は全て通っているということでございます。本申請をしなかったのは本人が間に合わなかったという事情もあるでしょうし、「今回はこの部分だけやっておこう」という本人の考えでこのようになっていると思います。いずれにしても本申請を出していただいたら通ったものであると考えます。
西本委員	事前審査の段階で機能していないビニールハウスでも審査が通るわけですね。
竹内係長	農地であれば通ります。
西本委員	施設等の欄にビニールハウスと書いてあるので、あえて聞いております。事前審査で通っているわけですね。
竹内係長	通っております。
西本委員	私の概念とは違うもので、ビニールハウスの要件として機能していないビニールハウスでも認められると認識しました。

議長	草が生えているという指摘がありましたが、施設等の欄のビニールハウスを除ける必要はありませんか。
竹内係長	施設等の欄に農用ポンプや倉庫（肥料）などと書いてありますが、現地に構造物がある場合は、ここに書いておいて、現地を見に行つたときに構造物があつたが、「これはビニールハウスである、あるいは農業用倉庫である」ということを認めてOKにしたものという意味で書いてあるものだと思います。
西本委員	分かりました。ビニールハウスが破れて草が生えているようなものでも事前審査は通るという認識でよろしいということですね。
竹内係長	そうです。生産緑地地区の指定に関しては問題ありません。
西本委員	分かりました。
議長	いろいろとご意見がございましたが、今年の意見書にも生産緑地の件については、出させていただくことになっております。コロナウイルスの関係で都市計画審議会が開かれていません。要件の見直し等について、今年度は審議をされていませんので、見直しが来年以降になると思いますが、農業委員会、都市建設部、農林水産部等で話し合いをしながら見直し等について検討していく予定でございますので、今後とも生産緑地のあり方については変わっていくということでご了承いただきたいと思います。他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	以上で本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —

議長	事務局から連絡事項はありませんか。
— 連絡事項なし —	
議長	なければ、以上を持ちまして令和2年度第7回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時35分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月7日

議長

大野哲

議事録署名委員

西村輝洋

議事録署名委員

中野正根

議事録作成者

廣末翔太